

第 2 回 行田市・羽生市一般廃棄物処理施設の共同整備に関する協議会 協議結果

1	名称	行田羽生資源環境組合
2	構成団体	行田市及び羽生市
3	共同処理する事務	①分別区分（現在の分別区分からの変更点） ペットボトル及び剪定枝を資源化 ※羽生市はペットボトル資源化済 プラスチックごみは、不燃ごみから可燃ごみに変更 ※ただし、国の動向を注視し、必要に応じて対応を協議 ②収集運搬 各市で独自対応 ③整備する施設 可燃ごみ処理施設、不燃・粗大ごみ処理施設 剪定枝資源化施設、リサイクル用ストックヤード
4	事務所の位置	施設稼働前は、行田市役所内 施設稼働後は、事業方式等を踏まえ総合的に検討
5	議会の組織及び議員の選挙の方法	定数 行田市 5 人、羽生市 4 人、合計 9 人 選出方法 構成市の議会の議員のうちから選挙 任期 構成市の議会の議員の任期
6	執行機関の組織及び選任の方法	①管理者 選任方法 協議による選出 任期 構成市の長の任期 ②副管理者 選任方法 協議による選出 任期 構成市の長の任期 ③会計管理者 選任方法 管理者が任命 選出区分 管理者の属する団体の会計管理者が併任 ④職員 定数及び給与 組合の条例で定める 当面の間は、両市からの派遣職員 ⑤監査委員 定数 2 人 任期 議員の任期又は 4 年 選出区分 組合議員及び識見を有するもの
7	経費の支弁の方法	施設整備費は、均等割 20 %、人口割 80 % 施設の正式稼働翌年度から、人口割をごみ量割に読み替える 用地取得費及び周辺環境整備費の負担は、施設整備費の扱いとする

地方自治法（抜粋）

（規約等）

第二百八十七条 一部事務組合の規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

- 一 一部事務組合の**名称**
- 二 一部事務組合の**構成団体**
- 三 一部事務組合の**共同処理する事務**
- 四 一部事務組合の**事務所の位置**
- 五 一部事務組合の**議会の組織及び議員の選挙の方法**
- 六 一部事務組合の**執行機関の組織及び選任の方法**
- 七 一部事務組合の**経費の支弁の方法**

2 一部事務組合の議会の議員又は管理者（第二百八十七条の三第二項の規定により管理者に代えて理事会を置く第二百八十五条の一部事務組合にあつては、理事）その他の職員は、第九十二条第二項、第四百四十一条第二項及び第四百九十六条第三項（これらの規定を適用し又は準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該一部事務組合の構成団体の議会の議員又は長その他の職員と兼ねることができる。